

山梨県高等学校体育連盟定通制部会規定

第1章 名称及び事務所

第1条 専門部は山梨県高等学校体育連盟定通制部と称する。

第2条 専門部の事務所は、原則として部長又は委員長の在任校におく。

第2章 目的

第3条 専門部は、県下高等学校定時制通信制における体育の健全な発達を図るとともに、学校相互の親睦を厚くすることを目的とする。

第3章 事業

第4条 前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- 1 体育行事に関する審議並びに開催
- 2 学校体育の調査研究
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他、専門部の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 専門部は、県下高等学校定時制通信制をもって組織する。

第6条 専門部は、事業遂行のため次の種目をおく。

・陸上競技部・バレーボール部・バスケットボール部・ソフトテニス部・バドミントン部・卓球部・軟式野球部・サッカー・柔道部

第5章 役員

第7条 専門部は、次の役職員をおく。

部長 1名 副部長 若干名
委員長 1名 副委員長 若干名
委員 若干名 監事 若干名
幹事 若干名 種目部長 1名
種目委員長 1名 種目副委員長 1名
顧問 若干名

第8条 部長は、県下高等学校長協会において推挙する。

- 2) 部長は、顧問若干名を委嘱することができる。
- 3) 副部長は、県下高等学校教頭会において推挙する。
- 4) 委員長、副委員長は委員の中より委員会において選出する。
- 5) 委員は、各学校から選出された学校委員1名及び種目委員長をもってこれにあてる。
- 6) 種目部長は、県下高等学校教頭会において推挙する。
- 7) 監事は委員会において選出する。
- 8) 幹事は部長が委嘱する。

第9条 部長は、部会を代表し、会務を統括する。副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

- 2) 委員長は委員会を統括し、運営上の一切の会務を処理する。
- 3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
- 4) 委員は会務を処理する。
- 5) 監事は会計を監査する。
- 6) 幹事は部長の命をうけ事務を処理する。

第10条 役員任期は2ヶ年とする。但し重任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残留期間とする。

第 6 章 会 議

第 11 条 専門部に次の会議をおく。

- 1 委員会
- 2 種目委員会

第 12 条 委員会・種目委員会は部長が招集し、次の事項について審議する。

- 1 大会運営の基本方針に関する事項
- 2 決算の承認及び予算、事業に関する事項
- 3 その他、重要事項

第 7 章 会 計

第 13 条 専門部の経費は、山梨県高体連の部費(会費)及び寄付金、その他をもって充てる。

第 14 条 専門部の予算・決算は、部長の承認を得て山梨県高体連会長に報告する。

第 15 条 会計年度は、山梨県高体連規約に準ずる。

第 8 章 付 則

第 16 条 本規約は、昭和 55 年 4 月 28 日より施行する。

第 17 条 本規約は、平成 5 年 4 月 21 日一部改正する。

第 18 条 本規約は、平成 11 年 4 月 13 日一部改正する。